

平成29年11月10日

答申第790号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「NHK交響楽団の収支予算書・定款と助成金の使われ方等の関係について」として、
「①助成金14億円は、N響収支予算書（平成28年度分）の経常費用として、演奏会費（6種類の公演費）と演奏共通費に計上されているが具体的にはどのような使われ方をしているのか、各公演費の内訳（会場使用料他金額を含む科目）、
②その内訳表にある指揮者・ソリストの出演料、旅費交通費はどのような形で①に計上されているのか、
③業務委託費（警備、清掃費）とは具体的にどのような場所でのどのような内容なのか、
④ 収支報告書が公益目的事業会計（公1、公2、共通）と法人会計に分けられている理由とそれぞれの内容の違い、
⑤N響定款の全文、
⑥NHKの定款第73条（財務諸表の提出等）では財務諸表の公開・閲覧を義務付けているが、関連団体のN響にもこの規程は適用されるのか」

に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、①のうち「助成金14億円の使われ方」に係る文書、および⑤NHK交響楽団の定款は開示したが、その余の文書はいずれも存在せず、開示することができないとした。

なお、⑥については、適用されないことを情報提供した。

これに対して、視聴者から①のうち「各公演費の内訳」、②、③、および④について、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書はいずれも存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、開示することができないとしたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年11月10日（第254回審議委員会）

第803号諮問、審議、答申